

ボイラー及び圧力容器に関する法令

**SAMPLE**

**BCSA**

The text 'BCSA' is rendered in a bold, pink, outlined font. It is positioned above several horizontal purple lines that extend across the width of the page. Below these lines, there are several diagonal purple lines of varying lengths and thicknesses, creating a sense of motion or speed, similar to a stylized 'shooting star' or 'speed lines' graphic.

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会

# 目 次

ボイラー及び圧力容器安全規則	
第1章 総則（第1条～第2条）	1
第1章の2 特別特定機械等（第2条の2）	4
第2章 ボイラー	5
第1節 製造（第3条～第9条）	5
第2節 設置（第10条～第17条）	12
第3節 ボイラー室（第18条～第22条）	16
第4節 管理（第23条～第36条）	18
第5節 性能検査（第37条～第40条）	26
第6節 変更, 休止及び廃止（第41条～第48条）	28
第3章 第一種圧力容器	31
第1節 製造（第49条～第55条）	31
第2節 設置（第56条～第61条）	34
第3節 管理（第62条～第71条）	37
第4節 性能検査（第72条～第75条）	41
第5節 変更, 休止及び廃止（第76条～第83条）	42
第4章 第二種圧力容器（第84条～第90条）	45
第5章 小型ボイラー及び小型圧力容器（第90条の2～第96条）	48
第6章 免許	50
第1節 特級ボイラー技士免許, 一級ボイラー技士免許及び二級ボイラー技士免許 （第97条～第103条）	50
第2節 特別ボイラー溶接士免許及び普通ボイラー溶接士免許（第104条～第112条）	58
第3節 ボイラー整備士免許（第113条～第118条）	62
第4節 特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許（第119条）	64
第7章 ボイラー取扱技能講習, 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習 及び普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習（第120条～第124条）	65
第8章 雑則（第125条）	67
附則	68
ボイラー及び圧力容器安全規則関係様式	75

小型ボイラー取扱業務特別教育規程	92
ボイラー技士，ボイラー溶接士及びボイラー整備士免許規程	93
ボイラー取扱技能講習，化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習 及び普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習規程	103
機械等検定規則（抄）	109
ボイラー構造規格（抄）	118
労働安全衛生法（抄）	128
労働安全衛生法施行令（抄）	147
労働安全衛生規則（抄）	151
労働基準法（抄）	177
年少者労働基準規則（抄）	178
女性労働基準規則（抄）	178

# ボイラー及び圧力容器安全規則

昭和47年9月30日労働省令第33号  
改正 令和2年12月25日厚生労働省令第208号

## 第1章 総 則

### (定 義)

第1条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 ボイラー 労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）第1条第3号に掲げるボイラーをいう。
- 2 小型ボイラー 令第1条第4号に掲げる小型ボイラーをいう。
- 3 第一種圧力容器 令第1条第5号に掲げる第一種圧力容器をいう。
- 4 小型圧力容器 令第1条第6号に掲げる小型圧力容器をいう。
- 5 第二種圧力容器 令第1条第7号に掲げる第二種圧力容器をいう。
- 6 最高使用圧力 蒸気ボイラー若しくは温水ボイラー又は第一種圧力容器若しくは第二種圧力容器にあつてはその構造上使用可能な最高のゲージ圧力（以下「圧力」という。）をいう。

---

### (定 義)

(令)第1条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 3 ボイラー 蒸気ボイラー\*<sup>1</sup>及び温水ボイラー\*<sup>2</sup>のうち、次に掲げるボイラー以外のものをいう。
  - イ ゲージ圧力0.1メガパスカル以下で使用する蒸気ボイラーで、厚生労働省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下「伝熱面積」という。）が0.5平方メートル以下のもの又は胴の内径が200ミリメートル以下で、かつ、その長さが400ミリメートル以下のもの
  - ロ ゲージ圧力0.3メガパスカル以下で使用する蒸気ボイラーで、内容積が0.0003立方メートル以下のもの
  - ハ 伝熱面積が2平方メートル以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が25ミリメートル以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力0.05メガパスカル以下で、かつ、内径が25ミリメートル以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの
  - ニ ゲージ圧力0.1メガパスカル以下の温水ボイラーで、伝熱面積が4平方メートル以下のもの
  - ホ ゲージ圧力1メガパスカル以下で使用する貫流ボイラー\*<sup>3</sup>（管寄せの内径が150ミリメートルを超える

## 第1章の2 特別特定機械等

(特別特定機械等)

第2条の2 労働安全衛生法（以下「法」という。）第38条第1項の厚生労働省令で定める特定機械等は、ボイラー（小型ボイラーを除く。次章において同じ。）及び第1種圧力容器（小型圧力容器を除く。第3章において同じ。）とする。

- 
- ニ イからハマまでに掲げる容器のほか、大気圧における沸点を超える温度の液体をその内部に保有する容器
- 6 小型圧力容器 第一種圧力容器のうち、次に掲げる容器をいう。
- イ ゲージ圧力0.1メガパスカル以下で使用する容器で、内容積が0.2立方メートル以下のもの又は胴の内径が500ミリメートル以下で、かつ、その長さが1,000ミリメートル以下のもの
- ロ その使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が0.02以下の容器
- 7 第二種圧力容器 ゲージ圧力0.2メガパスカル以上の気体をその内部に保有する容器（第一種圧力容器を除く。）のうち、次に掲げる容器をいう。
- イ 内容積が0.04立方メートル以上の容器
- ロ 胴の内径が200ミリメートル以上で、かつ、その長さが1,000ミリメートル以上の容器

### 【解説】

- \* 1 「蒸気ボイラー」とは、火気、燃焼ガス、高温ガス（以下「燃焼ガス等」という。）又は電気により水又は熱媒を加熱し、大気圧を超える圧力の蒸気を発生させてこれを他に供給する装置ならびにこれに附設された過熱器及び節炭器をいうものである。
- \* 2 「温水ボイラー」とは、燃焼ガス等又は電気により、圧力を有する水又は熱媒を加熱してこれを他に供給する装置をいうものである。
- \* 3 「貫流ボイラー」とは、管によつて構成され、一端から水または熱媒を送り込み、他端から蒸気、温水等を取り出す水管ボイラーをいうものである。なお「貫流ボイラー」には、単一の加熱管より成る単管式ならびに2本以上の加熱管および管寄せより成る多管式（加熱管のすべてが上昇管であるものに限る。）とがある。
- 管によつて構成されているが、気水分離器を有し、分離後の熱水を再び加熱管に戻す水管ボイラーについては、最大給水量に対する循環水量（加熱管の入口を通る全水量をいう。）の比が2以下のものに限り貫流ボイラーとして取扱う。

---

## 第2章 ボイラー

---

### 第1節 製造

#### (製造許可)

**第3条** ボイラーを製造しようとする者は、製造しようとするボイラーについて、あらかじめ、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）の許可を受けなければならない。ただし、既に当該許可を受けているボイラーと型式が同一であるボイラー\*（以下「許可型式ボイラー」という。）については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、ボイラー製造許可申請書（様式第1号）にボイラーの構造を示す図面及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

- 1 強度計算
- 2 ボイラーの製造及び検査のための設備の種類、能力及び数
- 3 工作責任者の経歴の概要
- 4 工作者の資格及び数
- 5 溶接によつて製造するときは、溶接施行法試験結果

---

#### (製造の許可)

(法) **第37条** 特に危険な作業を必要とする機械等として別表第1に掲げるもので、政令で定めるもの（以下「特定機械等」という。）を製造しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けなければならない。

2 都道府県労働局長は、前項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、申請に係る特定機械等の構造等が厚生労働大臣の定める基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

#### 【解説】

\* 「型式が同一であるボイラー」とは、すでに本条の許可を受けているボイラーとその種類ならびに主要材料および工作法が同一であるボイラーをいう。

## 第3章 第一種圧力容器

### 第1節 製造

#### (製造許可)

第49条 第一種圧力容器を製造しようとする者は、製造しようとする第一種圧力容器について、あらかじめ、所轄都道府県労働局長の許可を受けなければならない。ただし、既に当該許可を受けている第一種圧力容器と型式が同一である第一種圧力容器\*（以下「許可型式第一種圧力容器」という。）については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、第一種圧力容器製造許可申請書（様式第1号）に第一種圧力容器の構造を示す図面及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

- 1 強度計算
- 2 第一種圧力容器の製造及び検査のための設備の種類、能力及び数
- 3 工作責任者の経歴の概要
- 4 工作者の資格及び数
- 5 溶接によつて製造するときは、溶接施行法試験結果

#### (変更報告)

第50条 前条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る第一種圧力容器又は許可型式第一種圧力容器を製造する場合において、同条第2項第2号の設備又は同項第3号の工作責任者を変更したときは、遅滞なく、その旨を所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

---

#### (製造の許可)

(法)第37条 前掲（5ページ）

#### 【解説】

\* 「型式が同一である第一種圧力容器」とは、すでに本条の許可を受けている第一種圧力容器とその種類ならびに主要材料および工作方法が同一である第一種圧力容器をいうものであること。

#### 第一種圧力容器の形式

- (1) 円筒形第一種圧力容器（円すい体形または球体形のものを含む）
- (2) 角形第一種圧力容器
- (3) ジャケット付き第一種圧力容器
- (4) 多管式第一種圧力容器（U字管式またはコイル式のものを含む）
- (5) うず巻形第一種圧力容器（隔板形のものも含む）

材料の区分 前掲（6ページ）

---

**第4章 第二種圧力容器**

---

**(検 定)**

**第84条** 第二種圧力容器を製造し、又は輸入した者は、当該第二種圧力容器について法第44条第1項の検定を受けなければならない。

2 外国において第二種圧力容器を製造した者は、当該第二種圧力容器について法第44条第2項の検定を受けることができる。当該検定が行われた場合においては、当該第二種圧力容器を輸入した者については、前項の規定は、適用しない。

3 前2項の検定については、機械等検定規則（昭和47年労働省令第45号）の定めるところによる。

**第85条 削除**

---

**(個別検定)**

**(法)第44条** 第42条の機械等（次条第1項に規定する機械等を除く。）のうち、別表第3に掲げる機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録個別検定機関」という。）が個々に行う当該機械等についての検定を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の機械等を輸入した者が当該機械等を外国において製造した者（以下この項において「外国製造者」という。）以外の者（以下この項において単に「他の者」という。）である場合において、当該外国製造者が当該他の者について前項の検定が行われることを希望しないときは、当該外国製造者は、厚生労働省令で定めるところにより、自ら登録個別検定機関が個々に行う当該機械等についての検定を受けることができる。当該検定が行われた場合においては、当該機械等を輸入した者については、同項の規定は、適用しない。

3 登録個別検定機関は、前2項の検定（以下「個別検定」という。）を受けようとする者から申請があつた場合には、当該申請に係る機械等が厚生労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、当該機械等を個別検定に合格させてはならない。

（第4項～第6項 略）

**(個別検定の申請等)**

**(検定則)第1条**（前略）

- 1 個別検定を受けようとする機械等の構造図
- 2 様式第2号による明細書

（第2項、第3項 略）



## 第5章 小型ボイラー及び小型圧力容器

### (検 定)

**第90条の2** 第84条の規定は、小型ボイラー若しくは小型圧力容器を製造し、若しくは輸入した者又は外国において小型ボイラー若しくは小型圧力容器を製造した者について準用する。

### (設置報告)

**第91条** 事業者は、小型ボイラーを設置したときは、遅滞なく、小型ボイラー設置報告書（様式第26号）に機械等検定規則第1条第1項第1号の規定による構造図及び同項第2号の規定による小型ボイラー明細書並びに当該小型ボイラーの設置場所の周囲の状況を示す図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。

### (特別の教育)

**第92条** 事業者は、小型ボイラーの取扱いの業務に労働者をつかせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する安全のための特別の教育を行わなければならない。

2 前項の特別の教育は、次の科目について行なうものとする。

- 1 ボイラーの構造に関する知識
- 2 ボイラーの附属品に関する知識
- 3 燃料及び燃焼に関する知識
- 4 関係法令
- 5 小型ボイラーの運転及び保守
- 6 小型ボイラーの点検

3 安衛則第37条及び第38条並びに前2項に定めるもののほか、第1項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。\*

---

(検定則)第1条第1項第1号、第2号 前掲 (45ページ)

(安衛則)第37条……要旨 特別教育の科目の省略 (155ページ)

(安衛則)第38条……要旨 特別教育の記録の保存 (同上)

\* 小型ボイラー取扱業務特別教育規程 (92ページ)

## 第6章 免 許

### 第1節 特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許及び二級ボイラー技士免許\*

(免許を受けることができる者)

**第97条** 次の各号に掲げる免許は、当該各号に掲げる者に対し、都道府県労働局長が与えるものとする。

1 特級ボイラー技士免許

イ 一級ボイラー技士免許を受けた後、5年以上ボイラー（令第20条第5号イからニまでに掲げるボイラー及び小型ボイラーを除く。以下この条において同じ。）を取り扱った経験がある者又は当該免許を受けた後、3年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験がある者で、特級ボイラー技士免許試験に合格したもの

ロ 第101条第1号ロ又はハに掲げる者で、特級ボイラー技士免許試験に合格したもの

2 一級ボイラー技士免許

イ 二級ボイラー技士免許を受けた後、2年以上ボイラーを取り扱った経験がある者又は当該免許を受けた後、1年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験がある者で、一級ボイラー技士免許試験に合格したもの

ロ 第101条第2号ロ又はハに掲げる者で、一級ボイラー技士免許試験に合格したもの

3 二級ボイラー技士免許

イ 次のいずれかに該当する者で、二級ボイラー技士免許に合格したもの

---

\* ボイラー技士、ボイラー溶接士及びボイラー整備士免許規程第1、2条（93～94ページ）

(免 許)

(法)第72条 第12条第1項、第14条又は第61条第1項の免許（以下「免許」という。）は、第75条第1項の免許試験に合格した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、免許証を交付して行う。

2 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えない。

1 第74条第2項（第3号を除く。）の規定により免許を取り消され、その取消の日から起算して1年を経過しない者

2 前号に掲げる者のほか、免許の種類に応じて、厚生労働省令で定める者

3 第61条第1項の免許については、心身の障害により当該免許に係る業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものには、同項の免許を与えないことがある。

4 都道府県労働局長は、前項の規定により第61条第1項の免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該免許を申請した者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、都道府県労働局長の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

(法)第73条 免許には、有効期間を設けることができる。

2 都道府県労働局長は、免許の有効期間の更新の申請があつた場合には、当該免許を受けた者が厚生労働省令で定める要件に該当するときでなければ、当該免許の有効期間を更新してはならない。

---

第7章 ボイラー取扱技能講習, 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習及び普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習

---

(ボイラー据付け工事作業主任者技能講習の受講資格)

第120条 削除

(ボイラー据付け工事作業主任者技能講習の講習科目)

第121条 削除

(ボイラー取扱技能講習の講習科目)

第122条 ボイラー取扱技能講習は、次の科目について学科講習によつて行なう。

- 1 ボイラーの構造に関する知識
- 2 ボイラーの取扱いに関する知識
- 3 点火及び燃焼に関する知識
- 4 点検及び異常時の処置に関する知識
- 5 関係法令

(化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習の受講資格)

第122条の2 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習は、化学設備（配管を除く。）の取扱いの作業に5年以上従事した経験を有する者でなければ、受講することができない。

---

**第8章 雑 則**

---

**第125条** 次の各号に掲げるボイラー、第一種圧力容器又は第二種圧力容器については、当該各号に掲げるこの省令の規定は、適用しない。

- 1 ボイラー、第一種圧力容器又は第二種圧力容器で、船舶安全法（昭和8年法律第11号）の適用を受ける船舶に用いられるもの又は電気事業法の適用を受けるもの 第2条の2から第8条まで、第10条から第15条まで、第26条、第32条、第33条、第36条から第54条まで、第56条から第60条まで、第64条、第67条、第68条、第71条から第85条まで、第88条から第91条まで及び第94条から第96条まで
- 2 高压ガス保安法の適用を受ける第一種圧力容器又は第二種圧力容器 第49条から第54条まで、第56条から第60条まで、第64条、第67条、第68条、第71条から第85条まで、第88条から第90条の2まで及び第94条から第96条まで
- 3 ガス事業法の適用を受ける第一種圧力容器又は第二種圧力容器 第49条から第54条まで、第56条から第60条まで、第64条、第67条、第68条、第71条から第85条まで、第88条から第90条の2まで及び第94条から第96条まで
- 4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の適用を受ける第一種圧力容器 第51条、第52条、第56条から第60条まで、第67条、第68条及び第71条から第83条まで
- 5 第二種圧力容器で、鉄道営業法（明治33年法律第65号）の適用を受ける鉄道の車両に装置されたもの、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）の適用を受ける鉄道事業の用に供される車両に装置されたもの、軌道法（大正10年法律第76号）の適用を受ける軌道の車両に装置されたもの又は道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の適用を受ける自動車に装置されたもの 第85条及び第90条

## 附 則

(施行期日)

第1条 この省令は、昭和47年10月1日から施行する。

(廃止)

第2条 ボイラ及び压力容器安全規則（昭和34年労働省令第3号）は、廃止する。

(伝熱面積の算定方法に関する経過措置)

第3条 昭和46年7月1日において現に設置されていたボイラーの伝熱面積は、第2条の規定にかかわらず、ボイラ及び压力容器安全規則の一部を改正する省令（昭和46年労働省令第13号）による改正前のボイラ及び压力容器安全規則第1条第8項に規定する面積をもつて算定するものとする。

(ボイラー据付け工事作業主任者の選任に関する経過措置)

第4条 (略)

(使用制限に関する経過措置)

第5条 附則第2条の規定による廃止前のボイラ及び压力容器安全規則（以下「旧ボイラ則」という。）附則第4条のボイラー又は第一種压力容器は、第26条又は第64条の規定の適用については、法第37条第2項の厚生労働大臣の定める基準（ボイラー又は第一種压力容器の構造に係る部分に限る。）に適合しているものとみなす。

2 前項の規定は同項のボイラー若しくは第一種压力容器又はこれらの部分が同項の厚生労働大臣の定める基準に適合するに至った後における当該ボイラー若しくは第一種压力容器又はその部分については、適用しない。

第6条 ボイラ及び压力容器安全規則の一部を改正する省令（昭和38年労働省令第1号。以下「昭和38年改正省令」という。）附則第2条第4項の第一種压力容器で、同項の規定によりなお従前の例によることとされた構造規格に適合するものは、第64条の規定の適用については、同条の厚生労働大臣の定める基準に適合しているものとみなす。

2 第64条の規定は、昭和38年改正省令附則第2条第5項の第一種压力容器については、適用しない。

3 前2項の規定は、これらの項の第一種压力容器又はその部分が第64条の厚生労働大臣の定める基準に適合するに至った後における当該第一種压力容器又はその部分については、適用しない。

第7条 昭和38年改正省令附則第3条第4項の貫流ボイラーで、同項の規定により、なお従前の例に

ボイラー及び圧力容器安全規則関係様式

( ) 製造許可申請書

様式第1号 (第3条、第49条関係)

事業場の名称	電話 ( )
事業場の所在地	
※ 製造予定のボイラー 又は第一種圧力容器 の種類及び最高使用圧力	
ボイラー又は圧力容器 の製造に関する 経歴の概要	

年 月 日



申請者氏名

労働局長 殿

備考

- 1 表題の ( ) 内には、ボイラー又は第一種圧力容器のうち該当する文字を記入すること。
- 2 第一種圧力容器にあっては、※の欄にその形式(円筒形、ジャケット付、角形等)を併記すること。
- 3 取入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第2号 (第5条、第51条関係)

( ) 構造検査申請書

種 類			
最 高 使 用 圧 力	MPa	伝 熱 面 積 又は 内容積	$m^2 \cdot m^3$
製 造 許 可 年 月 日 及 び 製 造 許 可 番 号	年 月 日	第 号	
溶 接 検 査 刻 印 番 号			
受 検 地			
受 検 希 望 日	年 月 日		

年 月 日



住所  
申請者 氏名

殿

備考

- 1 表題の ( ) 内には、ボイラー又は第一種圧力容器のうち該当する文字を記入すること。
- 2 「受検地」の欄は、当該ボイラー又は第一種圧力容器の所在地を記入し、かつ、申請者の連絡先(電話番号)を併記すること。
- 3 使用を廃止したボイラー又は第一種圧力容器を改修して製造したときには、その旨を「種類」の欄に併記すること。
- 4 都道府県労働局長に申請するときは、取入印紙を貼付し、この場合、取入印紙は、申請者において消印しないこと。

## 小型ボイラー取扱業務特別教育規程

昭和47年9月30日労働省告示第115号

### (特別の教育の実施)

**第1条** ボイラー及び圧力容器安全規則第92条第1項の規定による特別の教育は、学科教育及び実技教育により行なうものとする。

### (学科教育)

**第2条** 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行なうものとする。

科 目	範 囲	時 間
ボイラーの構造に関する知識	熱及び蒸気 小型ボイラーの種類 主要部分の構造	2 時間
ボイラーの附属品に関する知識	安全装置 圧力計 水面測定装置 給水装置 吹出装置 自動制御装置	2 時間
燃料及び燃焼に関する知識	燃料の種類 燃焼方式及び燃焼装置 通風装置	2 時間
関係法令	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）及びボイラー及び圧力容器安全規則中の関係条項	1 時間

### (実技教育)

**第3条** 第1条の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行なうものとする。

科 目	範 囲	時 間
小型ボイラーの運転及び保守	点火及び燃焼の調整 運転中の留意事項 吹出し 運転の停止及び停止後の処置	3 時間
小型ボイラーの点検	運転開始前の点検 使用中における異常状態及びこれに対する処置の方法 清掃の方法	1 時間

## ボイラー技士、ボイラー溶接士及び ボイラー整備士免許規程

昭和47年9月30日労働省告示第116号  
改正 平成24年1月24日厚生労働省告示第26号

### 第1章 ボイラー技士

(二級ボイラー技士免許を受けることができる者)

**第1条** ボイラー及び圧力容器安全規則（以下「ボイラー則」という。）第97条第3号イ(5)の厚生労働大臣が定める者は、次の者とする。

- 1 第2条各号に掲げる者
- 2 船舶職員法（昭和26年法律第149号）第4条第1項の規定に基づき、四級海技士（機関）又は五級海技士（機関）としての海技従事者の免許を受けた者で、伝熱面積の合計が25平方メートル以上のボイラーを取り扱った経験があるもの
- 3 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項及び第4項の規定による鉱山において、伝熱面積の合計が25平方メートル以上のボイラーを取り扱った経験がある者で、その取り扱ったボイラーのいずれかがゲージ圧力0.4メガパスカル以上で使用する蒸気ボイラー又はゲージ圧力0.4メガパスカル以上の温水ボイラーであるもの

**第1条の2** ボイラー則第97条第3号ハの厚生労働大臣が定める者は、次の者とする。

- 1 職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）による改正前の職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条第1項の準則訓練である養成訓練又は能力再開発訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年労働省令第1号。以下「平成5年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第3又は別表第7の訓練科の欄に掲げるボイラー運転科の訓練（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法第10条の準則訓練である養成訓練又は能力再開発訓練として行われたものを含む。）を修了した者
- 2 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号。以下「53年改正省令」という。）附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）のうち53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則（以下「旧訓練法規則」という。）別表第2の訓練科の欄に掲げるボイラー運転科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改正前の職業訓練法（以下「旧訓練法」という。）第8条第1項の養成



ボイラー取扱技能講習，化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習及び普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習規程

昭和47年9月30日労働省告示第117号  
 改正 平成18年2月16日厚生労働省告示第37号

第1章 ボイラー取扱技能講習

(講師)

第1条 ボイラー取扱技能講習（以下この章において「技能講習」という。）の講師は，労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）別表第20第23号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ，それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。

(法)別表第20第23号

	講習科目	条件
学科講習	ボイラーの構造に関する知識 ボイラーの取扱いに関する知識 点火及び燃焼に関する知識 点検及び異常時の処置に関する知識	1 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で，その後3年以上ボイラーの設計，製作，検査又は取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 2 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
	関係法令	1 大学等を卒業した者で，その後1年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。 2 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

## 機械等検定期則（抄）

昭和47年9月30日労働省令第45号  
改正 平成30年4月25日厚生労働省令第61号

### 第1章 個別検定

#### （個別検定の申請等）

**第1条** 労働安全衛生法（以下「法」という。）第44条第1項又は第2項の規定による検定（以下「個別検定」という。）を受けようとする者は、当該個別検定を受けようとする機械等ごとに、個別検定申請書（様式第1号）に次の図面及び書面を添えて、個別検定を行う者（以下「個別検定実施者」という。）に提出しなければならない。

- 1 個別検定を受けようとする機械等の構造図
- 2 様式第2号による明細書
- 3 個別検定を受けようとする者のうち、当該個別検定を受けようとする機械等を輸入し、又は外国において製造したものは、前項の申請書に当該機械等が法第42条の厚生労働大臣が定める規格に適合していることを厚生労働大臣が指定する者（外国に住所を有するものに限る。）が明らかにする書面を添付することができる。
- 3 第1項の規定による申請をした者（以下「個別検定申請者」という。）は、個別検定を受けるために必要な準備をしなければならない。

#### （個別検定の場所）

**第2条** 個別検定は、個別検定申請者の希望する場所において行う。

#### （個別検定の基準）

**第3条** 法第44条第3項の厚生労働省令で定める基準は、法第42条の厚生労働大臣が定める規格とする。

ボイラー構造規格 (抄)  
(附属品に関する規定)

令和元年6月28日厚生労働省告示第48号

第1編 鋼製ボイラー

第4章 附属品

第1節 安全弁、逃がし弁及び逃がし管

(安全弁)

第62条 蒸気ボイラーには、内部の圧力を最高使用圧力以下に保持することができる安全弁を2個以上備えなければならない。ただし、伝熱面積50平方メートル以下の蒸気ボイラーにあっては、安全弁を1個とすることができる。

- 2 安全弁は、ボイラー本体の容易に検査できる位置に直接取り付け、かつ、弁軸を鉛直にしなければならない。
- 3 引火性蒸気を発生する蒸気ボイラーにあっては、安全弁を密閉式の構造とするか、又は安全弁からの排気をボイラー室外の安全な場所へ導くようにしなければならない。

(過熱器の安全弁)

第63条 過熱器には、過熱器の出口付近に過熱器の温度を設計温度以下に保持することができる安全弁を備えなければならない。

- 2 貫流ボイラーにあっては、前条第2項の規定にかかわらず、当該ボイラーの最大蒸発量以上の吹出し量の安全弁を過熱器の出口付近に取り付けることができる。

(銘板)

第64条 最高使用圧力が0.1メガパスカルを超える蒸気ボイラーに備えるリフトが弁座口の径の15分の1以上の揚程式安全弁及び全量式安全弁(次項において「揚程式安全弁等」という。)は、その材料及び構造が日本工業規格B8210(蒸気用及びガス用ばね安全弁)に適合したもの又はこれと同等以上の機械的性質を有するものでなければならない。

## 労働安全衛生法（抄）

昭和47年6月8日法律第57号  
改正 令和元年6月14日法律第37号

### 第1章 総 則

#### （目 的）

**第1条** この法律は、労働基準法（昭和22年法律第49号）と相まつて、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

#### （定 義）

**第2条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 労働災害 労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。
- 2 労働者 労働基準法第9条\*に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。
- 3 事業者 事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。
- 3の2 化学物質 元素及び化合物をいう。
- 4 作業環境測定 作業環境の実態をは握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む。）をいう。

#### （事業者等の責務）

**第3条** 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしな

---

\* 労働基準法第9条

この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

## 労働安全衛生法施行令（抄）

昭和47年8月19日政令第318号  
改正 令和2年4月22日政令第148号

### （定 義）

第1条 前掲（1ページ～4ページ）

### （作業主任者を選任すべき作業）

第6条 前掲（15ページ）

### （特定機械等）

第12条 法第37条第1項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

- 1 ボイラー（小型ボイラー並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法（昭和39年法律第170号）の適用を受けるものを除く。）
  - 2 第一種圧力容器（小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、ガス事業法（昭和29年法律第51号）又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の適用を受けるものを除く。）
- 2 法別表第1第2号の政令で定める圧力容器は、第一種圧力容器とする。

### （厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等）

第13条 法別表第2第2号の政令で定める圧力容器は、第二種圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）とする。

- 2 法別表第2第4号の政令で定める第一種圧力容器は、小型圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）

## 労働安全衛生規則（抄）

昭和47年9月30日労働省令第32号  
改正 令和2年8月1日厚生労働省令第11号

### 第2章 安全衛生管理体制

#### 第2節 安全管理者

##### （安全管理者の選任）

第4条 法第11条第1項の規定による安全管理者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

- 1 安全管理者を選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任すること。
- 2 その事業場に専属の者を選任すること。ただし、2人以上の安全管理者を選任する場合において、当該安全管理者の中に次条第2号に掲げる者がいるときは、当該者のうち1人については、この限りでない。
- 3 化学設備（労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）第9条の3第1号に掲げる化学設備をいう。以下同じ。）のうち、発熱反応が行われる反応器等異常化学反応又はこれに類する異常な事態により爆発、火災等を生ずるおそれのあるもの（配管を除く。以下「特殊化学設備」という。）を設置する事業場であつて、当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）が指定するもの（以下「指定事業場」という。）にあつては、当該都道府県労働局長が指定する生産施設の単位について、操業中、常時、法第10条第1項各号の業務のうち安全に係る技術的事項を管理するのに必要な数の安全管理者を選任すること。
- 4 次の表の中欄に掲げる業種に応じて、常時同表の下欄に掲げる数以上の労働者を使用する事業場にあつては、その事業場全体について法第10条第1項各号の業務のうち安全に係る技術的事項を管理する安全管理者のうち少なくとも1人を専任の安全管理者とすること。ただし、同表4の項の業種にあつては、過去3年間の労働災害による休業1日以上死傷者数の合計が100人を超える事業場に限る。

## 労働基準法（抄）

昭和22年4月7日法律第49号  
改正 平成24年6月27日法律第42号

### 第5章 安全及び衛生

**第42条** 労働者の安全及び衛生に関しては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の定めるところによる。

### 第6章 年 少 者

#### （危険有害業務の就業制限）

**第62条** 使用者は、満18歳に満たない者に、運転中の機械若しくは動力伝導装置の危険な部分の掃除、注油、検査若しくは修繕をさせ、運転中の機械若しくは動力伝導装置にベルト若しくはロープの取り付け若しくは取りはずしをさせ、動力によるクレーンの運転をさせ、その他厚生労働省令で定める危険な業務に就かせ、又は厚生労働省令で定める重量物を取り扱う業務に就かせてはならない。

2 使用者は、満18歳に満たない者を、毒劇薬、毒劇物その他有害な原料若しくは材料又は爆発性、発火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取り扱う業務、著しくじんあい若しくは粉末を発散し、若しくは有害ガス若しくは有害放射線を発散する場所又は高温若しくは高圧の場所における業務その他の安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務に就かせてはならない。

3 前項に規定する業務の範囲は、厚生労働省令で定める。

### 第6章の2 妊産婦等

#### （危険有害業務の就業制限）

**第64条の3** 使用者は、妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性（以下「妊産婦」という。）を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所における業務その他妊産婦の妊娠、出産、<sup>は</sup>哺育等に有害な業務に就かせてはならない。

2 前項の規定は、同項に規定する業務のうち女性の妊娠又は出産に係る機能に有害である業務につき、厚生労働省令で、妊産婦以外の女性に関して、準用することができる。

3 第2項に規定する業務の範囲及びこれらの規定によりこれらの業務に就かせてはならない者の範囲は、厚生労働省令で定める。

## 年少者労働基準規則（抄）

昭和29年6月19日労働省令第13号  
改正 平成28年2月25日厚生労働省令第25号

### （年少者の就業制限の業務の範囲）

**第8条** 法第62条第1項の厚生労働省令で定める危険な業務及び同条第2項の規定により満18歳に満たない者を就かせてはならない業務は、次の各号に掲げるものとする。（略）

- 1 ボイラー（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に規定するボイラー（同条第4号に規定する小型ボイラーを除く。）をいう。次号において同じ。）の取扱いの業務
- 2 ボイラーの溶接の業務

## 女性労働基準規則（抄）

昭和61年1月27日労働省令第3号  
改正 令和元年5月7日厚生労働省令第1号

### （危険有害業務の就業制限の範囲等）

**第2条** 法第64条の3第1項の規定により妊娠中の女性を就かせてはならない業務は、次のとおりとする。

- 2 ボイラー（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。第18号において「安衛令」という。）第1条第3号に規定するボイラーをいう。次号において同じ。）の取扱いの業務
  - 3 ボイラーの溶接の業務
- 2 法第64条の3第1項の規定により産後1年を経過しない女性を就かせてはならない業務は、前項第1号から第12号まで及び第15号から第24号までに掲げる業務とする。ただし、同項第2号から第12号まで、第15号から第17号まで及び第19号から第23号までに掲げる業務については、産後1年を経過しない女性が当該業務に従事しない旨を使用者に申し出た場合に限る。